

令和4年9月 30日

## 日本介護支援専門員協会代議員選挙 Q&A

日本介護支援専門員協会

代議員選挙は、正会員の代表者である代議員を選出する大事な選挙です。

代議員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」における「社員」として、社員総会に出席し、決算・事業報告等に関する審議、会長候補者理事選挙・全国選出理事選挙への投票等を行います。

よくある質問をまとめました。代議員選挙公示、選挙管理規程も必ず確認をお願いします。

### Q1 代議員選挙はどのように公示されますか？

A1

選挙管理委員会が、代議員の選挙日の30日前までに、必要な事項を公示します  
公示は、当協会ホームページ会員専用 My ページに掲載します  
代議員選挙に関するお知らせは、メールマガジン、JCMAだより等でお知らせしています

参照

▼選挙管理規程  
(選挙の公示)

第4条 委員会は、代議員の選挙日の30日前までに、下記の必要事項を公示しなければならない。

- (1) 選挙日
- (2) 選挙の種類
- (3) 選挙人
- (4) 立候補者の資格
- (5) 立候補受付方法
- (6) 受付期間
- (7) 受付先
- (8) その他選挙の公示に必要な事項

### Q2 代議員は誰でも立候補できますか

A2

令和4年度に実施される選挙の場合、令和5年1月31日現在、令和4年度の会費を納入している定款第7条(1)に定める正会員に限られています  
選挙管理委員は、代議員に立候補することができません  
代議員選挙公示も必ず確認のうえ、届出をお願いします

参照

▼選挙管理規程  
(立候補者)

第6条 代議員の立候補者の資格は、代議員選出規約第2条に定める正会員とする。

2 立候補者は、立候補者が所属する都道府県支部（以下「支部」という）の正会員3名からの推薦を受け、支部に立候補の届出をすることにより立候補することができる。

3 立候補者は、理事、又は監事と重複して立候補することはできない。

▼選挙管理委員会細則  
(構成)

第3条 委員会は、理事選出規約別記2に定める各ブロック1名の推薦者をもって構成する。

2 各委員は、当法人の会長が委嘱する。

3 委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、委員を辞任しなければならない。

**Q3** 代議員に欠員が生じた場合、次点の候補者が繰り上げ当選しますか？

**A3** 予め、補欠代議員を選出しますので、繰り上げ当選にはなりません

参照

▼定款

(社員の資格の取得および喪失)

第8条 当法人の社員は、おおむね正会員 500 人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。（代議員の定数の取扱いについては、理事会で別に定める）

2 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。

3 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。

4 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

6 代議員の解任については、第20条の規定を準用する。

7 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

**Q4** 代議員・補欠代議員の定数はどのように決まっていますか？

**A4**

代議員と補欠代議員の定数は同数です

代議員(補欠代議員)の定数は、算定基礎会員数がおおむね 500 人以下のときは1とし、算定基礎会員数が 500 人を越えるときは、1を加え、以後算定基礎会員数が 500 人を増す毎にこれに1を加えた数とします

例 算定基礎会員数が 400 人 = 代議員(補欠代議員)は各1人

算定基礎会員数が 1,300 人 = 代議員(補欠代議員)は各3人

なお、代議員定数は、事前に都道府県支部事務局に会費納入者数の確認を行ったうえで確定しています

参照

▼代議員選出細則  
(配分)

第2条 代議員は、当法人の都道府県支部（以下「支部」という。）における、原則として任期満了する前年度の1月31日現在正会員のうちその年度の会費納入者数（以下「算定基礎会員数」という。）に応じて算出し、支部ごとに配分する。

2 支部ごとの代議員の数は、算定基礎会員数がおおむね 500 人以下のときは1とし、算定基礎会員数が 500 人を越えるときは1を加え、以後算定基礎会員数が 500 人を増す毎にこれに1を加えた数とする。

3 補欠の代議員の定数については、代議員の定数と同数とする。

**Q5** 代議員選挙の立候補者数が代議員定数以下だった場合、どうなりますか？

**A5** 立候補者数が定数以上の場合は投票を行います、定数以下の場合には投票は行いません

参照

▼選挙管理規程  
(投票の実施)

第14条 選挙は、立候補者が定款第8条第1項及び代議員選出規約第2条に定められた定数（以下「定数」という。）を超えている場合には、投票を行う。

2 立候補者が定数以下である場合には、投票を行わない。

Q6

## 立候補届出書に不備があった場合、どうなりますか？

A6

まず、立候補届出書に不備がないよう準備のうえ、期日までに提出をお願いします  
代議員選挙公示で示された様式を必ず使用し、また、決められた期日、提出方法の確認をお願いします(選挙管理規程第7条(立候補の届出)は、令和4年5月27日に改正しています)  
なお、立候補の審査は選挙管理委員会が行い、届出が適正に行われなかった場合には、その受理を拒否されることがあります

参照

▼選挙管理規程  
(立候補の届出)

第7条 立候補者は、届出の際には、公示された受付期間内に、委員会が別に定める様式に従い、下記の所定の書類を添付して、委員会宛に提出しなければならない。

- (1) 立候補届出書(様式・代1)
- (2) 立候補者推薦届出書(3名分)(様式・代2)
- (3) 履歴書(保存用)(様式・代3)
- (4) 略歴・立候補理由(広報用)(様式・代4)
- (5) 支部届出書(様式・代5)

2 郵送による立候補の届出は、締切日当日までの消印があるものを有効とし、電磁的方法による立候補の届出は、締切日当日23時59分までに委員会に到達したものを有効とする。

(立候補の審査)

第8条 委員会は、立候補の届出が適正に行われなかった場合には、その受理を拒否することができる。

2 委員会は、前条の書類に基づき立候補者の審査を行う。

3 委員会は、候補者として適格と認めた者については、立候補者から届出のあった立候補届出書を基に、支部別の立候補者一覧を作成する。

Q7

## 誰でも代議員選挙立候補者の推薦者になれますか？

A7

所属支部から立候補する1名に対してのみ、正会員に限り推薦者になれます

①推薦者は、代議員に立候補することはできません

②選挙管理委員は、推薦者になれません

③推薦者は、全国選出理事、会長候補者理事選挙の推薦者を兼ねることが可能です

▼選挙管理規程  
(推薦者)

第9条 推薦者は、立候補者推薦届出書(様式2)に推薦理由を明記する。

2 推薦者が推薦できる者は所属支部から立候補する1名とする。

3 推薦者は、代議員に立候補することができない。

4 推薦者の資格は、第5条に定める正会員とする。

(推薦者)

第22条 推薦者の資格は、選挙公示日時点において正会員とする。

2 推薦者は、立候補者推薦届出書(様式・会2)もしくは(様式・理2)に推薦理由を明記する。

3 推薦者が推薦できる立候補者は、会長候補者理事及び全国選出理事それぞれに1名とする。

4 推薦者は、全国選出理事、ブロック選出理事又は監事に立候補することができない。

▼選挙管理委員会細則  
(構成)

第3条 委員会は、理事選出規約別記2に定める各ブロック1名の推薦者をもって構成する。

2 各委員は、当法人の会長が委嘱する。

3 委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、委員を辞任しなければならない。

Q8

代議員(補欠代議員)就任後、日本協会を退会した場合、どうなりますか？

A8

代議員としての資格も喪失します

任期中に退会后、再入会しても、代議員として復職することはできません

参照

▼定款

(社員の資格の取得および喪失)

第8条 当法人の社員は、おおむね正会員 500 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。（代議員の定数の取扱いについては、理事会で別に定める）

2 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。

3 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。

4 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

6 代議員の解任については、第20条の規定を準用する。

7 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

Q9

代議員が兼務できない役職等がありますか？

A9

理事又は監事と重複することはできません

また、選挙管理委員会と兼務することもできません

代議員選挙の推薦者が代議員に立候補することもできません

都道府県支部長や当協会委員会・部会員と兼務することは可能です

参照

▼選挙管理規程

(立候補者)

第6条 代議員の立候補者の資格は、代議員選出規約第2条に定める正会員とする。

2 立候補者は、立候補者が所属する都道府県支部（以下「支部」という）の正会員3名からの推薦を受け、支部に立候補の届出をすることにより立候補することができる。

3 立候補者は、理事、又は監事と重複して立候補することはできない。

(推薦者)

第9条 推薦者は、立候補者推薦届出書（様式2）に推薦理由を明記する。

2 推薦者が推薦できる者は所属支部から立候補する1名とする。

3 推薦者は、代議員に立候補することができない。

4 推薦者の資格は、第5条に定める正会員とする。

▼選挙管理委員会細則

(構成)

第3条 委員会は、理事選出規約別記2に定める各ブロック1名の推薦者をもって構成する。

2 各委員は、当法人の会長が委嘱する。

3 委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、委員を辞任しなければならない。

以上